

平成29年度 奈良県地域防災計画修正の概要

県地域防災計画の主な修正について

- ・前回の計画修正は、紀伊半島大水害（平成23年9月）を踏まえて、平成26年3月に見直し。
- ・今回は、熊本地震（平成28年4月）の課題等を踏まえ、見直しを行う。
- ・奈良県地域防災計画検討委員会の検討結果を踏まえ、計画修正の方向性を取りまとめた。

受援体制（人的支援）の整備

- ・他府県からの応援職員を受入れるための県受援マニュアルを作成するとともに、市町村のマニュアル作成を支援。
- ・県応援受入班の部局横断的な編成や、被災市町村へ派遣する県リエゾンの強化等により、県災害対策本部体制を充実。

広域防災拠点の整備

- ・南海トラフ地震の対応基地、また紀伊半島の支援の拠点として、備蓄庫・ヘリポート等を備え、消防学校を併設した県広域防災拠点を整備。

第2災害対策本部の整備

- ・県庁舎が被災した場合に備え、第2災害対策本部の設置について検討。

自主防災組織の強化

- ・県庁職員等の防災力を高め、地域防災組織の結成、活性化に向け指導・助言を実施。

通信体制の整備

- ・県防災行政通信ネットワークシステムを整備（平成29年4月運用）し、市町村等との被害状況の伝達及びアラートによる県民への情報提供を実施。

避難所における環境と運営の向上

- ・県避難所運営マニュアル（平成29年3月改定）を周知し、市町村のマニュアル作成を支援。

災害廃棄物への対応

- ・県災害廃棄物処理計画に基づく災害廃棄物対策本部より、迅速な処理対応を実施。

奈良県防災会議について

- ・防災会議は、災害対策基本法（第14条第1項）に基づく県の附属機関。
- ・前回の防災会議（平成26年2月5日開催）から、3年9月ぶりに開催。
- ・主な所掌事務は、県地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。また、知事の諮問に応じて、県地域防災に関する重要事項を審議し意見を述べること等（同法第14条第2項）。
- ・委員は、行政機関のほか、民間の交通、通信、電気、ガス等のライフライン機関、公共的な団体、自主防災組織や学識経験者など、合計60名。任期は2年。（委員名簿は当日会議資料のとおり）

奈良県地域防災計画について

- ・計画は、国の防災基本計画に基づき、本県地域における防災に関する総合的な計画として作成（同法第40条第1項）。
- ・計画は、「水害・土砂災害等編」と「地震編」とに分割。各編ごとに「予防計画」「応急対策計画」「復旧・復興計画」を作成。
- ・計画では、県、市町村、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体・機関などの防災関係機関が処理すべき業務や対策等を定める。

奈良県国土強靱化地域計画について

- ・国土強靱化基本法を根拠とし、国の国土強靱化基本計画に基づき、本県地域の状況に応じた国土強靱化施策の総合的かつ計画的な推進を図るために作成。（平成28年5月）
- ・「災害に日本一強い奈良県」を目指し、「人命を守る」「県民の生活を守る」「迅速な復旧・復興を可能にする」の基本目標を掲げる。
- ・重要業績評価指標（KPI）88項目を設定するとともに、国土強靱化アクションプランを毎年度策定し、指標の進捗を図る。
- ・「県地域防災計画」と「県国土強靱化地域計画」は相互に補完する。また、「国土強靱化アクションプラン」は両計画の実施計画の意味を持つ。